

《新旧対照表》

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
高知県ふるさと教育推進事業費補助金交付要綱 第1条～第3条 (略) (申 請) 第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、これに次の各号に掲げる書類を添えて、各1通を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。 (1) 事業計画書 (別記第2号様式) (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式) (3) 収支予算書 (別記第4号様式) (4) 県税の滞納がないことの証明又は<u>県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し</u> <u>ただし、県税の納税義務者でない場合にあつては、その旨の申立書</u> (別記第11号様式) 第5条～第12条 (略)	高知県ふるさと教育推進事業費補助金交付要綱 第1条～第3条 (略) (申 請) 第4条 規則第3条第1項に規定する申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、これに次の各号に掲げる書類を添えて、各1通を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。 (1) 事業計画書 (別記第2号様式) (2) 事業実施計算書 (別記第3号様式) (3) 収支予算書 (別記第4号様式) (4) 県税の滞納がないことの証明又は納税義務がない旨の申立書 (別記第11号様式) 第5条～第12条 (略)

(附 則) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 2 この要綱は、<u>令和10</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項、第11条及び第12条の規定は同日以降もなおその効力を有する。 <u>(附 則)</u> <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>	(附 則) 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第9条第3項、第11条及び第12条の規定は同日以降もなおその効力を有する。
--	--